

ブラジルの利上げについて

大和証券投資信託委託株式会社

【ブラジル中央銀行:0.25%ポイントの追加利上げで政策金利は12.00%に】

ブラジル中央銀行は、4月19日から20日(現地日付、以下同様)にかけて定例の金融政策委員会(Copom)を開催し、政策金利(Selic Target rate)である翌日物金利の誘導目標を0.25%ポイント引き上げて12.00%としました。1月の0.50%ポイント、3月の0.50%ポイントに続き、今年3回目の利上げを実施し、利上げ幅は合計で1.25%ポイントとなりました。中銀が最も重視している消費者物価指数(IPCAインフレ率)が3月には前年同月比6.30%まで上昇し、インフレ目標レンジ(4.5±2%)の上限に接近していました。そのため市場では大勢が0.50%ポイントの利上げを予想していたことから、0.25%ポイントの利上げはやや驚きをもって受け止められました。

【声明文の内容】

中銀は、利上げに伴い発表した声明文において、「0.25%ポイントの利上げに賛成した理事は5名であり、2名は0.50%ポイントの利上げを主張した」とし、全会一致の決定ではなかったことを明らかにしています。また「インフレ・リスクや、国内経済の鈍化ペースの不透明さに加えて、世界情勢の混迷を考慮すると、2012年にインフレ率を目標へ収れんさせることを確実にするためには、十分に長い期間にわたって政策調整を遂行することが、最も適切な戦略であると判断した」と述べています。

【今回の利上げの背景】

ブラジルは、2010年に7.5%と高い実質GDP(国内総生産)成長率を記録しており、政府はインフレ圧力への懸念から、持続可能なペースまで景気を鈍化させる必要があることを繰り返し述べてきました。昨年12月には、個人向け消費者ローンの伸びを抑えるためにマクロ・プルデンシャル政策(※)を発動しています。また、金融当局は、為替市場で米ドルが全面安傾向を続けていることもあり、国内製造業への配慮からブラジル・レアルが米ドルに対して速いペースで上昇することに懸念を示してきました。そのため、通貨高圧力を強める海外からの投機的な資金流入や、居住者の外貨借り入れの増加を抑制するために、金融取引税の引き上げや対象範囲の拡大、新たな資本規制の導入などを段階的に実施してきました。しかし、連日のブラジル・レアル売り介入にもかかわらず通貨高圧力は弱まらず、世界金融危機前の高値(1米ドル=1.55ブラジル・レアル)に接近しています。

このため、金融当局は「通貨高圧力を防ぐために、将来のインフレ圧力を増大させるリスクのない範囲内で利上げ幅を抑制する」一方で、「通貨高の進行ペースを鈍らせるために穏やかな資本規制を適宜に発動」し、また「インフレ圧力への対処としては、利上げに加えてマクロ・プルデンシャル政策を強化する」とのメッセージを送ってきました。しかし、市場は各政策のさじ加減を推し量りきれなかったのが実情であったと思われます。今回の声明により、インフレ圧力が後退するまで、当面は断続的な利上げが続く可能性が高まったこと、また、実体経済の鈍化が進展しなければ、マクロ・プルデンシャル政策が追加的に発動される見通しが強まったと考えられます。

【ブラジル・レアルについて】

ブラジルは経常収支の赤字国であるため、海外資本を必要としています。そのため、ブラジル・レアル高のペースを鈍らせたいとはしているものの、海外から投資されている資金の急激な流出を招くような、大幅なブラジル・レアル安を望んでいるとは思えません。また、現在の海外からブラジル国内への資本流入は、ブラジル政府が望んでいる資源開発やインフラ整備を進めるための直接投資が大半であることが観測されています。加えて輸入インフレの抑制効果もあり、金融当局は徐々に緩やかなブラジル・レアル高を容認する姿勢に転じるとの見方が強まりつつあります。ただし、他の高金利通貨と同様に、世界的に投資家のリスク回避姿勢が高まる局面では、ブラジル・レアル売りが優勢となりやすいことには引き続き注意が必要です。

(※)預金準備率の引き上げや、消費者ローンに対する金融取引税引き上げなど、個人消費向け貸出の抑制を目的とした措置が現状ではとられています。

以上

■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社により作成されたものであり、投資判断の参考となる情報提供を目的としており勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。したがって投資元本が保証されているものではありません。■特定ファンドの取得をご希望の場合には「投資信託説明書(交付目論見書)」を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認いただき、投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。販売会社についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会